

令和3年度

償却資産申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。
南城市内に事業用償却資産をお持ちの方、又は南城市内に事業用として貸し付けている償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における申告が義務付けられております(地方税法第383条)ので、期限までに申告をお願いいたします。

■ 申告期限

令和3年1月5日(火)
～ 2月1日(月)



■ 提出先・お問い合わせ口

南城市税務課 資産税係 償却資産担当 □

(南城市役所1階 13番窓口)

受付時間：午前9時～午後5時(正午から午後1時、土日祝日を除く)□

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地□

TEL 098-917-5328□ FAX 098-917-5429□

第1 償却資産の申告について	1
1.申告していただく方 / 2.申告の方法と提出書類 / 3.電子申告について	
4.マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について / 5.申告されない方、虚偽の申告をされた方	
6.実地調査等のお願い	
第2 償却資産のあらまし	3
1.償却資産の範囲 / 2.国税との主な違い / 3.業種別の主な償却資産	
4 償却資産及び税額の計算方法 / 5.非課税となる資産 / 6.課税標準の特例	
※ 償却資産申告書の書き方	11
1.償却資産申告書(償却資産課税台帳) / 2.種類別明細書(増加資産・全資産用)	
3.種類別明細書(減少資産用)	

= 庁舎移転しました(ユインチホテル南城向かい) =



南城市